

ご利用までの手続きについて

① 利用相談・・・支援相談員が窓口となり、ご利用に関する相談をお伺いします。

② 利用申込・・・まずはご利用に必要な書類（下記の4種類）をご提出ください。

必要書類	ご記入して頂く方	
	入院・入所中の場合	在宅で生活されている場合
利用申込書	ご家族の方か相談員	ご家族の方かケアマネージャー
診療情報提供書	入院先又はご利用施設の主治医	かかりつけ医
日常生活動作状況	入院先又はご利用施設の看護師か介護士	ご家族の方かケアマネージャー
食事調査票	入院先又はご利用施設の栄養士か看護師	ご家族の方かケアマネージャー

* 病院に入院中の方は看護サマリーの作成もお願い致します。
現在処方中のお薬の説明書などあれば、添付していただけると幸いです。

● 書類は所定の様式がございます。お手元がない場合は送付いたしますので、まずはご連絡ください。

③ 全ての書類をご提出していただいた後、支援相談員による面談を行います。

面談に必要なもの（以下は全て原本とコピーをご用意ください。また、コピーはご提出をお願いします。）

- ・健康保険被保険者証（75歳以上の方は必要ありません）※
- ・老人医療受給者証（75歳以上の方は後期高齢者医療被保険者証）※
- ・介護保険被保険者証（更新中・区分変更中の方は暫定被保険者証）
- ・介護保険負担割合証
- ・介護保険標準負担額減額認定書（お持ちの方）
- ・身体障害者手帳（お持ちの方）※

※ ご入所された場合、原本をお預かりすることになります。

④ 面談後の流れは以下の通りです。

面談	ご本人とご家族の方にご一緒に当施設へ来ていただき、施設見学と面談を行います。（支援相談員らのご自宅などへ伺う事もできます）
↓	
判定	面談後、判定会議においてご利用いただけるか否かを検討します。 ※判定会議は当施設内にて、各専門職の代表者からなる構成員で行われます。
↓	
通知	判定結果を支援相談員よりご連絡致します。 ※場合によって、判定結果に至らず、新たな情報提供をご依頼する場合があります。
↓	
利用開始	ご利用に関しましてご不明な点やご相談がありましたら、支援相談員までお気軽にお問い合わせください。

！ご利用にはご契約が必要となります。ご利用開始日までに契約書に契約当事者となられる方の署名、捺印をお願い致します。